

＊道路標識で最高速度が指定されている道路は、法定速度ではなく、指定速度が自動車の最高速度となりますので注意してください。

令和8年9月1日(2026年)改正道路交通法施行令施行

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます!!

令和8年9月1日から中央線等がない道路における自動車の法定速度は、時速30キロメートルとなります。

道内には、市街地の生活道路だけではなく、郊外部でも中央線等がない道路があります。また、すべての道路の法定速度が時速30キロメートルになるわけではありません。次のような道路の法定速度は、引き続き時速60キロメートルです。

- ・道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- ・道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- ・高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のも
- ・自動車専用道路



白樺

遠軽警察署
生田原駐在所
☎ 45-2326

生田原小学校において防犯啓発を実施しました！



7月15日、生田原小学校において、遠軽町役場生田原総合支所や遠軽町防犯協会と合同で交通事故や事件被害に遭わないための防犯啓発を実施しました。校長先生や交通指導員の高木さんからのお話の後、遠軽警察署生活安全係による防犯の合い言葉「いかのおすし」について再確認しました。

夏休み時期は、交通事故や事件が多発傾向にありますので、交通ルールなどをしっかりと守り楽しい夏休みを過ごしましょう。

また、こまめな水分補給により熱中症にも十分気をつけて生活してください。

いくたはらヤマベまつり 啓発活動の実施



7月4日、第39回いくたはらヤマベまつり会場において、交通事故防止に関する啓発活動を実施しました。

信盛自治会 防犯講話の開催



7月6日、かぜる北において、信盛自治会の皆さんに対する防犯講話を開催しました。

第51回生信会総会 防犯講和の開催



6月26日、第51回生信会総会において、日常生活における防犯と交通事故防止に関する講和をさせていただきました。

暑い夏がやってまいりました。こまめな水分補給による熱中症対策を！